

2025年12月13日（土）

世田谷少年サッカー連盟の個人情報への取り組み

下記は、2024年度・第二回理事会での資料の抜粋となります。

☆個人情報に関しては3年に一度大きく規定等が変更となります。

参考資料の「個人情報とは」に記載されているように

個人情報保護法の創設当初は、5,000件超の個人情報を取り扱う集団だけが対象とされていました。

この件数要件は **2017年に施行された改正によりすでに撤廃**されており、**1件でも個人情報を取り扱う**集団はすべて適用対象となったからです。

と言う事で、加盟されている各クラブもこの対象となりますので、個人情報に対しての対応が必要となります。

☆再確認として

世田谷少年サッカー連盟および第5ブロックは、

世田谷区の共催、後援の試合を「世田谷区スポーツ振興財団」経由で受託運営、

東京都サッカー協会・東京都少年サッカー連盟の配下として試合運営、

および試合運営をするに当たり公営のスポーツ施設を優先使用しています。

それぞれの団体に年に一度、個人情報の管理体制等の報告が必要となっています。

☆世田谷少年サッカー連盟として

今まで、一部の連盟役員の中のみで対応をしていましたが、

2024年度は連盟役員全員に教育を実施し、2025年度からはクラブ理事様も教育対象としていきます。

クラブ理事様は実際には連盟準役員と言う立場になりますので、教育の対象となります。

今後は、この内容をクラブ内に持ち帰って頂き正しい対応をして頂ければと思います。

⇒今回はこちらの「2025年度からはクラブ理事様も教育対象」の実施に関しての方法の連絡となります。

☆連盟「連盟規約」に「第七章 個人情報」を追加

⇒こちらは、既に2025年3月の「総会」で承認され「連盟規約」に追加されています。

2025 年度・クラブ理事様向け教育について

【教育対象者】

- ・クラブ理事様（必須）
- ・クラブ副理事様（任意）
- ・クラブ代表者（任意）
- ・連盟役員（必須）・・・理事様と同様の教育を受けます。
- ・審判委員（審判委員会所属者）（必須）・・・理事様と同様の教育を受けます。
- ・技術部（トレセンスタッフ）（必須）・・・理事様と同様の教育を受けます。

【今回の内容】

- ・Web で実施いたします。

- ・二部構成とします。

第一部：「個人情報関係」に関するアンケートとなります。

第二部：「個人情報」に関する簡単な問題（質問）となります。

こちらに関しましては、この資料の最後に付けます「個人情報とは」および他の文献を参考に回答して頂いて問題ありません。

- ・対応は下記の URL より実施できます。

URL : <https://forms.gle/BmGnnC29kQJx8GQA9>

- ・実施は年末年始で皆様お忙しいとは思いますが、2026 年 1 月 31 日（土）迄にお願い致します。

- ・アンケートの集計に関しましては第三回の理事会で公表できればと思っています。

- ・問題（質問）の回答結果の公表は致しません。

正しい回答は第三回理事会で行います。

個人情報とは

世田谷少年サッカー連盟
個人情報保護管理者

【世田谷少年サッカー連盟で個人情報保護が何故必要か】

個人情報保護法の創設当初は、5,000 件超の個人情報を取り扱う集団だけが対象とされていました。
この件数要件は **2017 年に施行された改正によりすでに撤廃**されており、**1 件でも個人情報を取り扱う**集団はすべて適用対象となったからです。

※本来は皆様のクラブも同様の扱いとなります。

4 種登録しているクラブ（チーム）は東京都サッカー連盟・東京都少年サッカー連盟・第 5 ブロックに所属していますので、当然「個人情報保護法」の傘下にいます。

国の行政機関や独立行政法人、地方公共団体等はそれぞれ個人情報保護法とは異なるそれぞれ別の個人情報に関する規律が適用されていましたが、2021 年 5 月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、それらの法律等が廃止され、2022 年 4 月には国の行政機関等について、2023 年春には地方公共団体等についても、改定後の個人情報保護法が一元的に適用されることが決まりました。

これを受け、世田谷少年サッカー連盟も 2024 年度より個人情報保護の管理体制を本格的に確立する事になりました。

【個人情報の定義】

個人情報とは、どのようなものを指すのでしょうか？

※条文による定義です。（個人情報保護法 2 条 1 項）

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものを言います。

- ・当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述（文書、電磁的記録（電磁的方式で作られる記録を言います。以下同じ。）に記載された特定の個人を識別することができるものです。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含みます。）

【具体例】

個人情報に該当するものについての具体例です。

※なお、新聞やインターネット上などで公知となっている情報であるからといって、これを理由に個人情報から外れるわけではありません。*1

「公知である」からといって個人情報でなくなるわけではないため、誤解のないよう注意しましょう。

*1:「個人情報保護委員会」新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報は、個人情報保護法で保護されるのです。

・氏名

氏名は、それだけで個人情報に該当します。

※なお、同姓同名の人がいる場合、厳密には個人が特定できない場合もあるでしょう。

しかし、個人情報保護委員会のFAQによると、同姓同名がいる場合であっても氏名は社会通念上、個人情報に該当するとされています。*2

*2:「個人情報保護委員会」ガイドライン（通則編）では、氏名のみでも個人情報に該当するとされていますが、同姓同名の人もあり、他の情報がなく氏名だけのデータでも個人情報といえます。

・住所、電話番号、生年月日など

住所や電話番号、生年月日、性別、クレジットカード番号、口座番号などは、それ単体では個人を識別できないことが多い、個人情報とはならないことが一般的です。

ただし、これらを他の情報と組み合わせることで特定個人が識別できる場合は、個人情報に該当します。

実際に、電話番号などを単体で保管しているケースは稀であり、氏名などと併せて保管していることがほとんどでしょう。

このような場合は、電話番号も個人情報にあたります。

・メールアドレス

メールアドレスは、アドレス自体から個人を識別できない場合は、電話番号などと同様に扱われます。

一方、個人情報保護法ガイドラインに記載のある「kojin_ichiro@example.com」のように、アドレス単体で「example社のコジンイチロウ氏」のメールアドレスであることがわかる場合もあるでしょう。

このような場合は、氏名と同じくメールアドレスがそれ単体で個人情報となり得ます。

【保管期間】

個人情報を提供した場合原則3年の保管義務があります。

(個人情報保護法 25条2項、施行規則14条3号)

情報の種類・用途により5年、7年の保管義務もあります。

一般的に辞めた後5年（当面の間3年）経過するまで保管義務があります。

【個人情報保護教育】

今後の世田谷少年サッカー連盟は教育として下記を実施予定です。

・2025年度

クラブ理事様対象の教育を実施します。

※クラブ副理事様、クラブ副代表も希望者は受講可能です。

連盟役員、審判委員会所属者、技術部（トレセンスタッフ）は必ず受講する事になります。

・2026年度

2025年度の結果を見て、検討実施いたします。

以上